

神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市内に所在する対象施設において、利用者の処遇向上及び職員の勤務条件の向上を目的として調理員等の加配を行う事業者に対する補助金の交付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、神戸市内に所在する保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所のうち、同法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）を運営する事業者とする。

2 前項に定める事業者には、国及び地方公共団体は含まないものとする。

(補助対象経費)

第3条 本要綱による補助の対象となる経費は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日、こ成保38、5文科初第483号）」に規定する職員の配置基準を超えて配置される調理員等（給食調理業務に従事する職員をいい、資格の有無は問わない。）1名の雇用にかかる経費とする。

2 前項により配置される調理員等が常勤職員（各施設の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数を満たす者のことをいう。）でない場合、次の算式によって得られる数値（「常勤換算値」という。）が1を超える場合に常勤職員1名が配置されているとみなすことができるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{算式} \quad \text{前項により配置される常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計} \\ & \quad \div \text{各施設の就業規則等で定めた常勤職員1名の1か月の勤務時間数} \\ & \quad = \text{常勤換算値} \end{aligned}$$

3 前2項により配置される調理員等が、他の補助事業の対象となる場合は、補助対象とはならないものとする。

(補助金の算定基準)

第4条 市長は、予算の範囲内において、補助対象者に対し、別表に定める金額を補助

金として交付することができるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に市長が指定する関係書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ交付することを決定したときは交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときは不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、神戸市会計規則(昭和39年3月神戸市規則第81号)第42条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(調査報告)

第7条 市長は、補助の交付を行った者に対し、必要があるときは、その執行状況について報告を求めることができる。

2 前項の調査を受けた者は、速やかに報告を行わなければならない。

(交付決定の取消し・返還)

第8条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助対象者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(施行の細則)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和52年5月13日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年3月31日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 3 月 30 日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 3 月 7 日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 5 月 1 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 5 月 1 日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 3 月 27 日から施行し、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 6 月 4 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 3 月 25 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 5 月 31 日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 3 月 25 日から施行し、昭和 60 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 5 月 13 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 3 月 27 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 6 月 10 日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 3 月 13 日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 6 月 1 日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年 3 月 13 日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年 7 月 13 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年3月29日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年2月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年2月25日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年3月15日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年3月24日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年3月25日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年3月7日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年3月3日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年3月30日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年3月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月30日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年2月19日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月10日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月10日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 5 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 28 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 13 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 7 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 21 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 13 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 30 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 4 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 2 月 28 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 16 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 23 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 24 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 2 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 9 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 5 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月2日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

対象経費	補助基準額（月額）
調理員等配置1名	369,990円

年 月 日

神戸市長 宛

(申請者)

住 所 :

法人または施設名 :

代表者 職 名 :

氏 名 :

対象施設名 :

神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金 交付申請書

神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 申請金額

2 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 出張所
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()	
口座番号		
口座名義 (カタカナ)		

年 月 日

神戸市長 宛

(申請者)

住 所 :

法人または施設名 :

代表者 職 名 :

氏 名 :

対象施設名 :

神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金 交付申請書

神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 申請金額

2 振込先口座

本補助金の受け取りを下記の者に委任します。

(受任者)

住所 :

法人または施設名 :

氏名 :

振込先口座 :

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店 出張所
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()	
口座番号		
口座名義(カタカナ)		

注)受任者の氏名と振込先の口座名義を一致させてください。

第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

**神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金
交付決定通知書**

みだしのことについて、下記のとおり決定しましたので、神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 補助金

交付決定額 円

第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

**神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金
不交付決定通知書**

年 月 日付で申請のあったみだしの補助金については、次の理由により交付しないことと決定しましたので、神戸市民間児童福祉施設調理員加配補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

（交付しない理由）